

# 令和5年度川崎市福祉製品導入促進補助金

## 1. 事業内容

かわさき基準 (KIS : kawasaki innovation standard) 認証福祉製品 (認証期間内に限る。)  
を市内の事業所等に導入する際に必要な経費を助成します。

## 2. 対象者

**市内に福祉・介護施設等を有する法人又は団体**  
(市内に事業所を有して1年以上同一事業を行っていること)

## 3. 補助額

**上限額 30万円** (対象経費の2分の1以下)

## 4. 対象経費

(1) 購入費又は借受料      (2) 運搬費      (3) 設置又は配置にかかる工事費

## 5. 申請期間

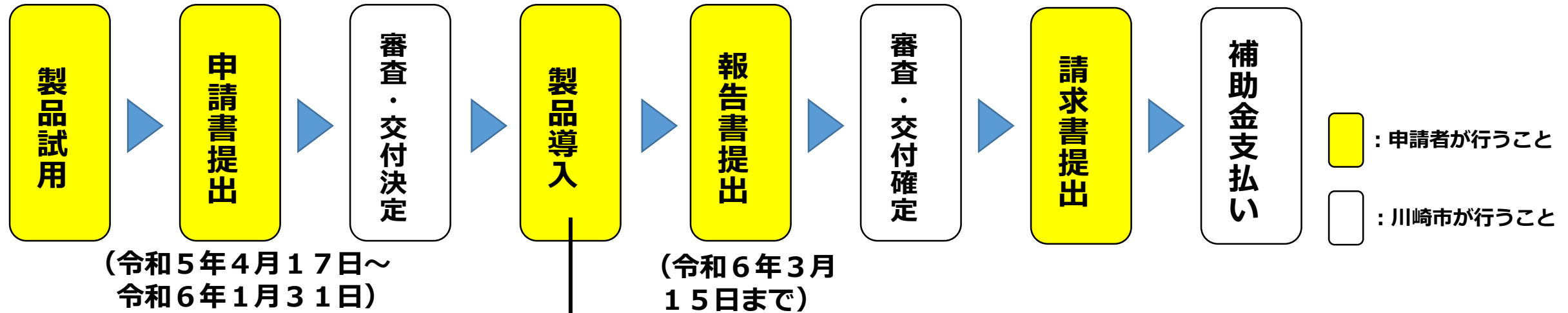
**令和5年4月17日(月)～令和6年1月31日(水)**

\* 先着順 (予算が上限に達した時点で受付終了)



# 令和5年度川崎市福祉製品導入促進補助金

## 6. 事業の流れ



※交付決定前に製品を導入した場合、補助対象外となりますので、ご注意ください。

## 7. 申請方法

専用フォームから申請又は必要書類を経済労働局イノベーション推進部担当に直接持参し、ご提出ください。申請書類については、市ホームページをご確認ください。

市ホームページ : <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000150252.html>

申込フォーム : <https://logoform.jp/form/FUQz/191260>

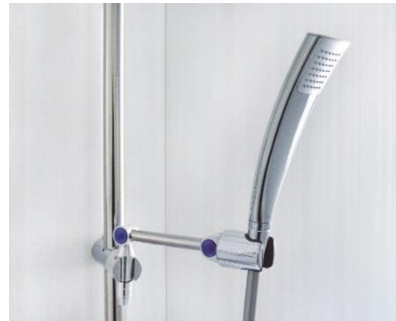


# 令和5年度川崎市福祉製品導入促進補助金

## (かわさき基準 (KIS) 認証福祉製品とは?)

かわさき基準とは、川崎市独自の福祉製品のあり方を示した基準で、令和4年度までに285の製品を認証しています。各製品については、以下リンク先よりご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000083978.html>



※写真は令和4年度の認証福祉製品です。



# 令和5年度川崎市福祉製品導入促進補助金

## (製品導入の事例・現場の声)

※かわさき基準パンフレットより抜粋

### 個別昇降テーブル ここあ P14



▲特別養護老人ホーム 金井原苑 職員の皆様



▲「ここあ」ご利用の様子

ご入居者も介護者も、どちらも良いことだらけのテーブルです！

特別養護老人ホーム金井原苑 森元さん、伊知地さんにお話を伺いました。

●ここあを導入された経緯を教えてください。

ここあを導入する前は、椅子の足を切るかクッションを使って底上げすることで、テーブルにあわせてご入居者の高さを調整していました。何か良い製品はないかとKIS認証福祉製品のパンフレットを見ていた中で「ここあ」を知りました。手ごろな値段、導入補助金を利用すると半額で購入できること、KIS認証製品だから信頼できることからすぐに導入を決めました。

●ここあを導入後の感想を教えてください。

ご入居者に合わせた高さにテーブルを調整できるだけでなく、段差があることでご入居者にとって自分のスペースが明確になり、隣の方の食事に手を伸ばす事が減りました。介助者にとっても体格差やスペース、環境に左右されずに、同程度の介護が必要な方に集まって頂くことが出来るようになり、お待たせしないで必要な介護が出来るようになりました。

●福祉製品を導入する際に重視する点を教えてください。

製品の良さや価格以外に、メンテナンスや故障に対して誠実に対応してくれる企業はとても信頼が持てます。また購入しようと思う動機に繋がります。



# 令和5年度川崎市福祉製品導入促進補助金

## (よくある質問と回答 (Q&A) )

よくある質問	回答
リースは対象となりますか？	対象となります。ただし、複数年のリース契約の場合、補助対象期間（令和6年3月15日まで）までのリース料金が補助対象経費となります。
すでに製品を購入してしまいましたが、対象になりますか？	本補助金については、導入前にご申請いただく必要がありますため、すでに導入された製品については補助対象外となります。
同じ製品を2つ以上購入する場合は、補助の対象になりますか？	1種類の製品につき、1つまでが補助対象となります。なお、申請時に複数種類の製品を同時に申請することは可能です。
いくらの製品が対象になりますか？	税抜6万円以上が対象となります。これ未満の製品でも、複数種類の製品を合わせて、合計で税抜6万円以上であれば申請は可能です。

その他、ご不明な点がございましたら、担当までお気軽にお問い合わせください。



# 令和5年度川崎市福祉製品導入促進補助金

## 補助金について



<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000150252.html>

## 対象製品について



<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000083978.html>

### 【問い合わせ先】

川崎市経済労働局イノベーション推進部成長産業担当

電話：044-200-2513

FAX：044-200-3920

Mail：28innova@city.kawasaki.jp

